

《令和7年5月1日より改定》

あけぼの荘ショートステイ 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(長崎県指定 第 4271400808 号)

当施設はご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1.	施設の概要	1
2.	サービス内容	2
3.	利用料金	3
4.	サービスの提供地域（通常の送迎の実施地域）	4
5.	サービスの利用方法	4
6.	施設利用にあたっての留意事項】	5
7.	損害賠償について.....	5
8.	緊急時の対応方法.....	5
9.	事故発生時の対応.....	5
10.	非常災害対策.....	5
11.	サービス内容に関する相談・苦情.....	6
12.	施設経営法人の概要	6

1. 【施設の概要】

(1) 提供できるサービスの種類

施 設 名 称	あけぼの荘ショートステイ
所 在 地	長崎県南島原市布津町乙 1 8 6 2 番地 2
電 話 番 号	0 9 5 7 - 7 2 - 5 5 2 0
管理者（施設長）	明島 章也
開 設 年 月 日	平成 6 年 3 月 3 0 日
定 員	1 8 名
介護保険指定番号	短期入所生活介護 長崎県指定 第 4 2 7 1 4 0 0 8 0 8 号

(2) 同施設の職員体制（特別養護老人ホームあけぼの荘と併設、職員は兼務）

職 種	配置	職 務 内 容
管理者 (施設長)	1 名	本会理事長（以下「理事長」という。）の命を受けて事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
医師 (非常勤)	1 名	利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。
生活相談員	1 名以上	施設サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。
介護支援専門員	1 名以上	利用者の施設サービス計画を作成する。
機能訓練指導員	1 名以上	利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
看護職員	常勤換算 3 名以上	看護職員は常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じる。
介護職員	常勤換算 2 3 名以上	施設サービスの提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な措置を講じる。
管理栄養士	1 名	食事の献立、栄養計算等ご利用者（入所者）に対する栄養指導等を行う。
栄養士	1 名以上	利用者の栄養ならびに身体の状態及び嗜好を考慮しつつ、栄養基準及び献立を作成し、その者の自立支援に配慮する。また、調理員の指導等の業務に従事する。
調理員	3 名以上	調理員は、利用者の栄養ならびに身体の状態を考慮し、その者の自立支援に配慮する。
事務員	1 名以上	必要な事務を行う。
計	3 8 名	

(3) 同施設の設備内容

居室	1 人部屋	室	浴室	1 室(一般浴槽・特殊浴槽・機械浴)
	3 人部屋	室	食堂	2 室
	4 人部屋	5 室	医務室	1 室
			静養室	1 室
			機能訓練室	1 室

2. 【サービス内容】

【サービス内容】	【介護保険給付外サービス】
(1) 食事 (2) 入浴 (3) 介護 (4) 排泄 (5) 機能訓練 (6) 健康管理 (7) 生活相談 (8) レクリエーション (9) 送迎 (10) その他自立への支援	(1) 滞在費（光熱水費） (2) 食費（食材費及び調理費分） (3) 特別な食事（出前、お酒等） (4) 貴重品の管理及び行政手続代行 (5) 理容・美容サービス (6) 送迎費（入院、通院、外出、外泊） (7) 行事、クラブ活動 (8) 施設所有備品の私的利用及び私的利用電気代

3. 【利用料金】

基本料金（令和6年10月1日より適用）

(1) 施設利用料金

①（介護予防）短期入所生活介護

基本サービス費 < 多床室 >

1日あたりの自己負担額		
要支援1	451	円
要支援2	561	円
要介護1	603	円
要介護2	672	円
要介護3	745	円
要介護4	815	円
要介護5	884	円

基本サービス費 < 従来型個室 >

1日あたりの自己負担額		
要支援1	451	円
要支援2	561	円
要介護1	603	円
要介護2	672	円
要介護3	745	円
要介護4	815	円
要介護5	884	円

② 送迎費 片道 184円

(2) その他の料金（介護保険の給付対象とならないサービス）

① 滞在費及び食費 1日あたり

< 多床室 >（括弧内は各段階の負担限度額）

	第1段階	第2段階	第3段階—①	第3段階—②	第4段階
滞在費	0円	430円	430円	430円	915円 (限度なし)
食費	1,445円 (300円)	1,445円 (600円)	1,445円 (1000円)	1,445円 (1,300円)	1,445円 (限度なし)

< 従来型個室 >（括弧内は各段階の負担限度額）

	第1段階	第2段階	第3段階—①	第3段階—②	第4段階
滞在費	1,231円 (380円)	1,231円 (480円)	1,231円 (880円)	1,231円 (880円)	1,231円 (限度なし)
食費	1,445円 (300円)	1,445円 (600円)	1,445円 (1000円)	1,445円 (1,300円)	1,445円 (限度なし)

※ 但し、介護保険負担限度額認定証に記載された食費及び滞在費の負担限度額を超えない範囲とする。（括弧内は各段階の負担限度額）

- | | |
|---|-------------|
| ② 特別食 | 要した費用の実費 |
| ③ 理容美容サービス | 要した費用の実費 |
| ④ 利用終了以外の送迎費 | 要した費用の実費相当額 |
| ⑤ 私的利用の施設備品及び電気代 | 要した費用の実費相当額 |
| ⑥ 利用者の過失により当事業所の備品及び所有物を破損・汚した場合は、実費相当分を請求致します。 | |

※利用料徴収表別紙掲載

(3) キャンセル料

利用前に利用予定者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料はかかりません。

※ ただし、食事の当日キャンセルの場合は食材を購入、準備をしている為、当日分はお支払いをお願いする場合があります。

※ 急な体調不良により、お食事が出来なかった場合、提供直前の食事はお支払いをお願いします。

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して利用を終了する場合、終了日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途サービス中止を希望した場合。
- ・利用前の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

短期入所生活介護の終了後、翌月に請求書をお送りいたしますので、30日以内にお支払い下さい。

4. 【サービスの提供地域（通常の送迎の実施地域）】

通常の送迎の実施地域は南島原市、島原市の区域とする。

5. 【サービスの利用方法】

(1) サービスの利用申し込み

まずは、御来荘及び電話でお申し込み下さい。ご利用期間決定後契約を締結いたします。

なお、ご予約は1ヶ月前からできます。

◆居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。

この場合、その後の予約は無効になります。

②自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了し、予約は無効になります。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていて利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・利用者がサービス利用料金の支払いを12ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、サービスを終了させていただくことがあります。なおこの場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 【施設利用にあたっての留意事項】

(1) 面会

面会時間 8：00～18：00 左記以外の時間の面会は事前にご連絡下さい。

(2) 外出・外泊

事前にお申し付け下さい。

(3) 飲酒・喫煙

食事時間の飲酒は可、屋内は全面禁煙。(喫煙は指定の喫煙室を利用)

(4) 施設・設備の使用

- ・本来の用途に従って利用願います。
- ・当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような「宗教活動」「政治活動」「営利活動」を行うことはできません。

7. 【損害賠償について】

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(賠償責任保険加入)

8. 【緊急時の対応方法】

利用者に容態の変化や事故等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、身元引受人やご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊 急 連 絡 先	
氏 名	続柄 ()
住 所	〒 -
電話番号	

9. 【事故発生時の対応】

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(賠償責任保険加入)

10. 【非常災害対策】

- | | |
|---------|----------------|
| ・防災時に対策 | 非常通知装置設置、自衛消防隊 |
| ・防災設備 | 法定消防用設備完備 |
| ・防災訓練 | 年に2回 実施 |
| ・防火管理者 | 有 村 俊 男 |

11. 【サービス内容に関する相談・苦情】

(1) 当施設における利用者相談・苦情受付

①苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 有村俊男 電話 0957-72-5520

②受付時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情等が確認された場合は、早急に生活相談員が対応し、管理者に報告する。

対応する生活相談員は管理者の判断により、その対応では不相当と考える場合は、管理者又は他の従事者が対応する体制をとる。

対応については、利用者等の状況により、電話・訪問・来所等の方法で苦情の内容を把握し、分析を行う。

苦情の原因を明らかにした後は、適宜その要望や苦情に応じて解決方法を検討し、再度の苦情発の予防に配慮し、利用者及び家族に説明を行う。

(3) その他の苦情受付機関

- ・南島原市福祉保健部 電話 0957-73-6653
- ・島原地域広域市町村圏組合 電話 0957-61-9101
- ・長崎県国保団体連合会 電話 095-826-7293

12. 【施設経営法人の概要】

(1) 法人名 社会福祉法人 杏寿会

(2) 代表者氏名 理事長 明 島 章 也

(3) 所在地 長崎県南島原市布津町乙1862番地2

(4) 事業

特別養護老人ホームあけぼの荘 設置経営	(平成12年 4月1日 長崎県指定4271400782号)
ケアハウスあけぼの 設置経営	
老人短期入所事業（あけぼの荘）	(平成12年 4月1日 長崎県指定4271400808号)
老人デイサービスセンターあけぼの 設置経営	(平成12年 4月1日 長崎県指定4271400816号)
在宅介護支援センターあけぼの 設置経営	
居宅介護支援事業	(平成11年10月1日 長崎県指定4271400295号)
グループホームあけぼの 設置経営	(平成17年 2月1日 長崎県指定4271402192号)

【当施設が提供するサービスについての相談窓口】

特別養護老人ホームあけぼの荘

担当 生活相談員 池田・有村 ※ ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

電話 0957-72-5520 (午前8:00～午後5:30)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名又は施設名	あけぼの荘ショートステイ
申請するサービス種類	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
1 利用者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 ①事業所内に苦情相談専用の窓口を設置するとともに、又、相談に訪問した利用者及びその家族のプライバシーと秘密の保持のため、苦情相談専用室を設ける。 ②苦情相談の窓口担当者を選任し、当該担当者が苦情相談に当たる。尚、窓口での相談が困難な場合は、下記事項2の体制及び手順で苦情相談の解決に当たる。 ③苦情相談窓口（連絡先） 長崎県南島原市布津町乙1862番地2 あけぼの荘ショートステイ 電話 0957-72-5520 苦情解決責任者 明 島 章 也 苦情受付担当者 有 村 俊 男 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制手順 サービス利用者から苦情相談の申し立てがあった場合、次の体制並びに手順で処理する。 ①始めに、苦情相談窓口の担当者が、利用者およびその家族からの苦情相談を受け、その内容を充分聴き、内容を確認したうえで、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。 ②窓口担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決する。 ③当該事業所内で解決が困難な場合は、あらかじめ事業者が選任した第三者（調停委員等）の立ち会いのもと、当該利用者との話し合いを行い解決する。 ④③での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に県苦情相談委員会（仮称）への申し立てができる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を県当局に伝えその指示を仰ぐものとする。 3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等 サービス事業者が居宅サービス計画に沿って提供する指定居宅サービスの内容等に対して、利用者からの苦情等があった場合は、 ①苦情処理の手順としては、上記2の処理体制手順により実施する。 ②サービス事業者からサービス計画に沿ったサービスの提供がなされているかどうかサービス提供状況について聴取し、サービス事業者と協議し、解決しその解決に努める。	

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護 あけぼの荘ショートステイ

説明者 職 名 _____

氏 名 _____

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け本書面を受領し、短期入所生活介護サービスの利用に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

(代筆者) 住 所 _____

氏 名 _____

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

加算内容＜令和 7 年 5 月 1 日より＞

単位：円

加 算 名	加 算 内 容	単 位 数
看護体制加算Ⅱ (介護予防を除く)	- 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 以上であり、かつ、配置すべき看護職員の数に 1 を加えた数以上であること - 当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること	8 単位／日
夜勤職員配置加算Ⅲ (介護予防を除く)	- 従来型の施設で人員基準+1 人以上の介護・看護職員を夜間配置 - 夜勤時間帯を通じ、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を 1 名以上配置 〔口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養〕いずれかの実地研修を修了している者、特定登録証の交付を受けた特定登録者、新特定登録証の交付を受けた新特定登録者、認定特定行為業務従事者	15 単位／日
個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上配置していること。	12 単位／日
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	介護職員の総数に対して、介護福祉士を 80%以上配置	22 単位／日
介護職員処遇改善 加算Ⅰ	- 介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに職場環境等要件の中で、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の各区分について、1 つ以上の取り組みを行っていること - 処遇改善の取り組みについて、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」やホームページへの掲載を通じて、「見える化」を行っていること - 賃金改善に充てることを目的とすること	基本サービスと加減算に加えた単位数に加算率 14.0%を乗じた分
送迎加算	利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合。	9 0 単位／日

【日常生活費 関係】

出張散髪費	2,500 円／回	※ 2～3 ヶ月に 1 度
-------	-----------	---------------

利用者送迎料金表

1. 外出、通院等送迎費（片道）

※ 送迎費は、運転手こみの金額。

※ 但し、運転手がそのまま付き添えば1時間 1,000円

前 川 歯 科	0.2 k m	250 円
池 田 医 院	2.7 k m	650 円
布 井 内 科	2.8 k m	650 円
しろの医院	2.8 k m	650 円
泉 川 病 院	3.4 k m	750 円
伊 崎 眼 科	7.6 k m	1,700 円
いその婦人科	8.3 k m	1,850 円
島 原 保 養 院	9.7 k m	2,150 円
島 原 病 院	9.9 k m	2,200 円
池 田 病 院	10.8 k m	2,400 円
かわはら 医 院	10.9 k m	2,400 円
内 田 耳 鼻 科	11.1 k m	2,450 円
柴田長庚堂病院	11.7 k m	2,600 円
松 岡 病 院	12.2 k m	2,800 円
浦 上 病 院	17.7 k m	3,900 円
貴 田 病 院	20.9 k m	5,000 円
新 小 浜 病 院	29.5 k m	6,500 円
諫早 宮崎脳外科	57.8 k m	12,000 円
長崎医療センター（大村）	64.0 k m	13,000 円

2. 運転手以外の付き添い費 1時間 1,000円

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

2 使用する事業者の範囲

区分（支援・サービス）	所在地	事業者名

3 使用する期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

4 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

あけぼの荘ショートステイ

管理者 明島 章也 様

利用者 住所

氏名 印

(代筆者) 住所

氏名 印（続柄 ）

(代理人) 住所

氏名 印（続柄 ）